

東都生活協同組合のご利用（共同購入事業）に関する規則

（目的）

第1条 本規則は、東都生活協同組合（以下「当組合」という。）における共同購入事業の利用と利用方法及び事故発生時の処理を定める。

2 当組合の共同購入事業の利用は、組合員にお届けする商品案内から注文を受け、注文された商品を組合員が指定する場所にお届けするシステムをさす。お届け方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

3 当組合の商品を利用する組合員は、本件の内容を確認・同意の上、申し込むものとする。

（共同購入事業の利用条件と利用代金の支払方法）

第2条 利用代金の支払いについては「商品など利用代金支払規則」に基づくものとする。

2 利用代金・手数料等の支払いを遅滞している組合員と生計を共にする方は、共同購入事業の利用をお断りすることがある。

（共同購入事業の利用停止と利用再開）

第3条 利用停止とは、共同購入事業の商品案内又は商品のお届けを停止することをさす。組合員が利用停止を希望される場合は当組合に連絡する。

2 組合が定める期間連続で商品利用がない場合は、商品案内・OCR注文書等のお届けを停止する。再開を希望される場合は当組合に連絡する。

3 当組合が供給業務上不適切な事態が想定されると認めた場合、利用停止の措置を取る場合がある。

（商品のお届け）

第4条 商品は決まった曜日にお届けする。利用方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

2 商品お届け曜日・時間は原則として当組合が定めるものとする。

3 商品のお届け場所は、個人又は共同購入班とあるが、あらかじめ確認した場所（指定場所）とする。変更がある場合には、事前に当組合に連絡する。

4 商品はお届けにより、所有権は組合員へ移転するものとする。

5 商品お届け時に組合員が不在の場合は、あらかじめ確認した場所（指定場所）に商品を留め置くものとし、原則、持ち帰りや再配達は行わない。その場合、あらかじめ確認した場所（指定場所）に留め置きした時点で商品の所有権が組合員へ移転したものとし、その後の事故につ

いて相応の事情がない限り当組合が責めを負わないものとする。なお、当組合は商品保管に使用するセキュリティツールの貸与を組合員の申し出により応じるものとする。

（商品のお届けができない場合）

第5条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合又は注文数量が予定を上回ったことなどにより、商品を注文どおりお届けできない場合は、お届け日の変更、お届けの中止又はお届け数量の削減又は当組合が定めたルールによる代替品をお届けする場合がある。これらの事情については、お届け日に文書等をもってお知らせするものとし、返金などが発生する場合には、当組合の定めにより返金処理を行うものとする。

（商品の返品）

第6条 お届けした商品が不良又は商品案内と相違している場合、当組合は良品との交換又は返金（請求訂正）を行う。

2 食品、開封後の書籍・CD/DVD/ブルーレイ等、各種チケット類、工事付き商品、園芸商品（資材・機材除く）、コープ化粧品（未開封のシュリンク商品、バージンシール付き商品除く）、パーソナル関連商品、季節商品（お飾り等）等の良品については原則返品できない。その他の商品については、未開封に限り、商品のお届けから2週間以内に限り返品することができる。

（改 廃）

第7条 本規則の改廃は、理事会で行う。

（附 則）

- 1 本規則は、2013年10月24日に制定し、同年11月21日より施行する。
- 2 本規則は、2013年11月21日に改正し、同日より施行する。
- 3 本規則は、2017年10月19日に改正し、同日より施行する。

商品など利用代金支払規則

(目的)

第1条 本規則は、東都生活協同組合（以下「組合」という。）における共同購入事業などの利用代金の支払い方法及び事故発生の際の処理を定める。利用代金には、組合が提供する各種手数料も含む。

(利用代金の支払い方法)

第2条 利用代金の支払いは、請求書に基づいて以下の方法により行う。

- (1) 月1回自動振り替えで利用代金を支払うことを原則とする。振替口座の登録がない組合員は原則として共同購入事業などの利用はできない。
- (2) 登録組合員名義以外での振替口座登録は、あらかじめ口座名義人の同意を得たものとみなし、登録口座に関する一切の責任は組合員（登録者）本人が負うものとする。
- (3) 残高不足で自動振り替え不能だった場合、又は口座登録が完了せず自動振り替えによる支払いができない場合、原則としてコンビニエンスストア専用の払込票にて組合が指定した期日までに現金を振り込むものとする。
- (4) 組合が認めた場合、本条第1号及び第3号以外の支払い方法も可能とする。その際の支払期日及び支払い方法などは、別途組合が指定するものとする。

(請求額の確定)

第3条 利用代金は、原則として前月21日から当月20日までの供給分について計算し、請求額を確定する。

(請求額の修正)

第4条 実際の配達品価額と請求額に差が生じた場合、以下の処理をする。

- (1) 請求書発行前に処理を必要とする事項が発生したときは、可能な限り、事前に請求額を修正する。

- (2) 前号以外の場合は、訂正伝票又は自動返金により、次回以降の請求額を修正する。ただし、毎月請求額確定後に発生した本号にかかわる修正は、次月度に行うものとする。

(口座振替日)

第5条 自動振り替えで利用代金の支払いを行う場合、振替日は翌月6日とする。

翌月6日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。ただし、振替日の前営業日までに振り替えに十分な金額を振替口座に用意しなければならない。

(支払いの調整)

第6条 請求額に疑義が生じ、そのために期日に請求額の支払いができない場合、組合員は事前に組合へ連絡し、調整しなければならない。

(支払い不履行による受注停止)

第7条 第2条第3号による支払いが入金期日までに完了しない場合は、すでに受注している次回請求予定の利用代金を加えたコンビニエンスストア専用払込票を発行する。利用代金すべての支払いが完了するまで受注を停止する。

(口座未登録による受注停止)

第8条 組合員が組合の案内にもかかわらず、振替口座の登録を行わずに、共同購入事業などの利用を行った場合は、受注停止とすることがある。その際の利用代金の支払い方法は、第2条第3号に示した方法となる。

(利用制限)

第9条 組合の利用においては、以下の制限を設ける。

- (1) 転売・質入れ又は商行為を目的とした商品の購入はできない。
- (2) 注文した商品の数量、金額が一般家庭での利用限度を超える注文であると組合が判断した場合は、注文時又は引渡し時の支払いなどを求めることがある。
- (3) 利用金額の限度は、加入年月日にかかわらず5万円/週を原則とする。それ以上の利

用を希望する場合は、事前に組合へ相談するものとする。

(受注停止の特例適用)

第10条 以下の各号に該当する場合には即受注停止とし、直ちに自動振り替え以外の方法により、利用代金の支払いを求めることがある。なお、即受注停止とは、以下に規定した事実が判明した直後から組合員に予告なく、受注を取り消すことを指す。

- (1) 組合が設定した金額以上の利用代金が振り替え不能であった場合
- (2) 口座登録が完了していない場合
- (3) 新規組合員の初回請求が振り替え不能であった場合
- (4) 第9条の利用制限に該当する場合
- (5) 組合が即受注停止を相応と判断した場合

(長期未収金の利用停止と利用再開)

第11条 組合が設定した回数以上の督促を受けた組合員及び分割で利用代金の支払いを行った組合員については、全額の支払いが完了しても利用は再開できない。また、当該組合員が組合を脱退後、再加入した場合も同様とする。ただし、組合が定めた書式を提出して、組合が認めた組合員についてはその限りではない。

(事務手数料請求)

第12条 以下の場合、組合は組合員に対して手数料の請求を行う。なお、手数料の金額は組合が別に定め、公表する。

- (1) 残高不足で自動振り替え不能となり、組合が払込票を発行した場合
- (2) 組合員の責任により加入後60日以内に振替口座の登録が完了せず、組合が払込票を発行した場合
- (3) 発行された払込票による支払いが期日までになく、組合が新たに払込票を発行した場合
- (4) 第3号で新たに払込票を発行した後、期日まで支払いがなく、組合が督促をする場合

(口座閉鎖など)

第13条 自動振り替えを利用する組合員は、振替口座の閉鎖、金融機関に対する振り替え停止申し込みなどをする場合は、組合に前もって連絡しなければならない。これらが、組合への連絡なしに行われた場合は、受注停止とすることがある。

(精算行為)

第14条 組合は滞納金のある組合員（以下「債務者」という。）に対し、以下の処置を執る。

- (1) 債務者は、組合から求められた場合、速やかに滞納金の精算計画及び債務弁済の誓約書を組合に対して提出しなければならない。
- (2) 組合は、債権確保のため連帯保証人を要求し、住民票を提出させることができる。
- (3) 連帯保証人が確定した債務者は、滞納金を分割で支払うことができる。
- (4) 組合は、滞納金に対する損害金を一定の割合で債務者に賦課する。同時に、督促状の発送を毎月初めに債務者に行う。
- (5) 債務者は、精算期間中に、出資金の減資、土づくり基金の解約を停止される場合がある。
- (6) 組合は、債務者の出資金、土づくり基金とその滞納金を相殺することができる。

(法的処置)

第15条 組合は、前条の精算行為をしたにもかかわらず、債務が精算されない場合、裁判所に提訴するなどの法的手続きを執ることがある。その場合、当組合の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(改 廃)

第16条 本規則の改廃は、理事会で行う。

(附 則)

- 1 本規則は、2000年12月21日制定し、同日より施行する。
- 2 本規則は、2005年3月24日改正し、2005年6月6日より施行する。
- 3 本規則は、2005年6月23日改正し、同

日より施行する。

4 本規則は、2005年8月25日改正し、同日より施行する。

5 本規則は、2007年5月17日改正し、同日より施行する。

6 本規則は、2008年8月27日改正し、同日より施行する。

7 本規則は、2011年12月15日改正し、同日より施行する。

8 本規則は、2014年12月18日改正し、同日より施行する。

9 本規則は、2017年11月22日改正し、同日より施行する。

10 本規則は、2018年7月19日改正し、2018年9月1日より施行する。